

環境省令第 号

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十九条第一項及び第二項、第四十六條並びに第五十一条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年 月 日

環境大臣 若林 正俊

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「様式第三」を「様式第六」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「様式第二」を「様式第五」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、様式第三によるものとする。

2 法第五十条において準用する法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、様式第四によるも

のとする。

第二十八条を第三十八条とし、第二十七条の次に次の十条を加える。

(申告書)

第二十八条 法第三十九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とし、同条第二項の環境省令で定める事項は、第一号から第三号までに掲げる事項とする。

一 船舶所有者(法第三十五条第二項に規定する船舶所有者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 法第三十七条第二項に規定する賃金の総額

三 法第三十七条第二項の一般拠出金率

四 その他参考となるべき事項

(第二項一般拠出金の充当)

第二十九条 機構は、法第三十九条第四項の規定により、未納の第二項一般拠出金(法第三十七条第二項の第二項一般拠出金をいう。以下同じ。)その他法の規定による徴収金に充当したときは、その旨を船舶所

有者に通知しなければならない。

(船舶所有者が申告した第二項一般拠出金の延納の方法)

第三十条 法第三十九条第一項の規定により納付すべき第二項一般拠出金の額が二十万円以上である船舶所有者は、同項の申告書を提出する際に法第四十条の規定による延納の申請をした場合には、その第二項一般拠出金を、四月一日から七月三十一日まで、八月一日から十一月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの各期に分けて納付することができる。

2 前項の規定により延納をする船舶所有者は、その第二項一般拠出金の額を期の数で除して得た額を各期の第二項一般拠出金として、最初の期分の第二項一般拠出金についてはその年度の初日から五十日以内に、八月一日から十一月三十日までの期分の第二項一般拠出金については八月三十一日までに、十二月一日から翌年三月三十一日までの期分の第二項一般拠出金については十一月三十日までに、それぞれ納付しなければならない。

(機構が決定した第二項一般拠出金の延納の方法)

第三十一条 前条の規定は、法第三十九条第三項の規定により納付すべきその不足する第二項一般拠出金に

係る法第四十条の規定による延納について準用する。この場合において、前条第一項中「法第三十九条第一項」とあるのは「法第三十九条第三項」と、「同項の申告書を提出する際」とあるのは「第二項一般拠出金を納付する際」と、同条第二項中「その年度の初日から五十日以内」とあるのは「法第三十九条第二項の規定による通知を受けた日から十五日以内」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により延納をする船舶所有者は、最初の期分以外の各期分の第二項一般拠出金のうち、同項の規定により読み替えて準用する前条第二項の規定による納期限が最初の期分の第二項一般拠出金の納期限より先に到来することとなるものについては、同項の規定にかかわらず、最初の期分の第二項一般拠出金の納期限までに、最初の期分の第二項一般拠出金とともに納付するものとする。

(特別拠出金の充当)

第三十二条 機構は、法第四十九条第三項の規定により、未納の特別拠出金その他法の規定による徴収金に充当したときは、その旨を特別事業主（法第四十七条第一項の特別事業主をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

(特別拠出金の延納の方法)

第三十三条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき特別拠出金の額が二十万円以上である特別事業主は、特別拠出金を納付する際に法第五十条において準用する法第四十条の規定による延納の申請をした場合には、その特別拠出金を、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期に分けて納付することができる。

2 前項の規定により延納をする特別事業主は、その特別拠出金の額を期の数で除して得た額を各期分の特別拠出金として、最初の期分の特別拠出金については法第四十九条第一項の規定による通知を受けた納期限までに、その後の各期分の特別拠出金についてはそれぞれその期の初日の属する月の翌月十五日までに納付しなければならない。

3 第一項の規定により延納をする特別事業主は、最初の期分以外の各期分の特別拠出金のうち、前項の規定による納期限が最初の期分の特別拠出金の納期限より先に到来することとなるものについては、同項の規定にかかわらず、最初の期分の特別拠出金の納期限までに、最初の期分の特別拠出金とともに納付するものとする。

第三十四条 前条の規定は、法第四十九条第三項の規定により納付すべきその不足する特別拠出金に係る法

第五十条において準用する法第四十条の規定による延納について準用する。この場合において、前条第一項及び第二項中「法第四十九条第一項」とあるのは、「法第四十九条第三項」と読み替えるものとする。

(第二項一般拠出金等の申告及び納付)

第三十五条 法第三十九条第一項に規定する申告書は、機構に提出しなければならない。

2 第二項一般拠出金、特別拠出金その他法の規定による徴収金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによつて納付しなければならない。

3 第二項一般拠出金、特別拠出金その他法の規定による徴収金の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によつて行わなければならない。

4 法第三十九条第二項並びに法第四十九条第一項及び第二項の規定による通知は、納入告知書によつて行わなければならない。

(滞納処分の証明書)

第三十六条 法第四十一条第四項(法第五十条において準用する場合を含む。)の規定による滞納処分のため財産の差押えをするときは、差押えをする機構の職員は、その行為に関し正当な権限を有する者である

ことを示す様式第二による証明書を提示しなければならない。

(公示送達の方法)

第三十七条 法第四十四条(法第五十条において準用する場合を含む。)の規定により国税徴収の例によることとされる第二項一般拠出金、特別拠出金その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、機構の理事長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を機構の掲示場に掲示して行う。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(書類の保存義務)

第三十九条 船舶所有者若しくは特別事業主又は船舶所有者若しくは特別事業主であった者は、法又はこの省令による第二項一般拠出金又は特別拠出金に関する書類を、その完結の日から三年間保存しなければならない。

様式第三中「第28条第2項第9号」を「第28条第2項第9号」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏)

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第56条 機構は、認定又は救済給付の支給に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断若しくは救済給付に関する診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 第45条第2項の規定は前項の規定による質問について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(船舶所有者に対する報告の徴収等)

第45条 (略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第56条第1項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 (略)

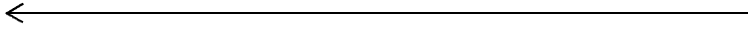
第90条 法人(法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第88条又は前条(第1項第1号及び第2項第1号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

様式第三を様式第六とする。

様式第二中「~~第28条第1項第5~~」を「~~第38条第3項第5~~」に改め、同様式を様式第五とする。

様式第一の次に次の三様式を加える。



様式第2 (第36条関係)

(表)

		第 号
独立行政法人環境再生保全機構徴収金滞納者財産差押証		
写 真	職名及び氏名	年 月 日発行
	独立行政法人環境再生保全機構理事長	印

(裏)

この証明書を所持する職員は、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による第二項一般拠出金及び特別拠出金並びに延滞金を滞納している者の財産差押の権限を有する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。

様式第3 (第38条第1項関係)

(表)

(裏)

第 号
石綿による健康被害の救済に関する法律第45条第2項の規定による身分証明書
<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">写真</div>
職名及び氏名
年 月 日発行
独立行政法人 環境再生保全機構理事長
印

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい
 (船舶所有者に対する報告の徴収等)
 第45条 機構は、第二項一般拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、船舶所有者の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第88条 (略)

2 (略)

3 第45条第1項(第50条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第90条 法人(法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第88条又は前条(第1項第1号及び第2項第1号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。

様式第4 (第38条第2項関係)

(表)

(裏)

第 号	
石綿による健康被害の救済に関する法律第50条において準用する第45条第2項の規定による身分証明書	
写真	職名及び氏名
	年 月 日発行
独立行政法人 環境再生保全機構理事長 印	

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい
 (準用)
 第50条 第40条から第45条までの規定は、特別拠出金に対する報告の徴収等(船舶所有者に対する報告の徴収)の徴収に必要があるものと認めるときは、船舶所有者に対し、又は当該職員に、船舶の提出を命じ、又は当該職員に、関係者の質問させ、若しくは帳簿書類(電子方式又は磁気的方式その他人の知覚によつて作られる記録であつて、供されらるる情報処理又は保存が電磁的記録の作成又は保存が電磁的記録の場合における)を調査させる。以下同じ。)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第88条 (略)
 2 (略)
 3 第45条第1項(第50条において準用する場合を含む。)の規定により命ぜられた報告をし、若しくは文書を提出せず、又は虚偽の記載をせしめ、又は同項の規定によつて提出せしめられた報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第90条 法人(法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において「人」とする。)
 1 人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第88条第1号を除外する(第1項第1号及び第2項第1号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科す。

2 (略)

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年環境省令第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令(平成十二年総理府令第九十八号)の項の次に次のように加える。

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する

第三十九条

法律施行規則(平成十八年環境省令第三号)